

平成 31 年 1 月 1 日

各 位

ゆうき青森農業協同組合
代表理事組合長 酒井一由

合併のお知らせ

ゆうき青森農業協同組合と斗南丘酪農農業協同組合は、あらかじめお知らせしましたように、平成 31 年 1 月 1 日をもって合併しましたので、ここにお知らせします。

1. 合併の効力が生じた日 平成 31 年 1 月 1 日

2. 合併手続の経過

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 合併承認総会（斗南丘酪農農業協同組合） | 平成 30 年 10 月 29 日 |
| 合併承認理事会（ゆうき青森農業協同組合） | 平成 30 年 10 月 29 日 |

(2) 債権者保護手続の経過

平成 30 年 11 月 5 日をもって各合併当事組合においては、それぞれの財産目録・貸借対照表を作成・備置とともに、平成 30 年 11 月 5 日付けの官報に合併の公告を掲載し、債権者の皆様におかれては、合併にご異議がある場合には、1 か月以内に異議を申出下さるようご案内をいたしました。

さらに、官報による公告とあわせ、東奥日報紙および組合掲示場に公告のうえ、合併にご異議がある場合にはお申出いただくようご案内をさせていただいております。

なお、ご異議の申出があった債権者の皆様に対しては、債務の弁済をさせていただくか、弁済のための供託をさせていただくことになっていますが、債権者からのご異議のお申出はありませんでした。

3. 合併による権利・義務の承継の内容

ゆうき青森農業協同組合は、合併日をもって、下記のとおり消滅する組合の資産、負債および権利義務の一切を承継しています。

記

- (1) 平成 29 年 12 月 31 日現在の貸借対照表を基礎として、その後の合併日までの資産および負債の増減を加味した合併日現在存する資産および負債のすべて。

- (2) 消滅組合が合併日において事業に関し取得している一切の許可、認可、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものならびに消滅組合のすべての契約およびこれに付随する一切の権利義務

4. 合併に関して事前に開示した内容

(1) 合併の趣旨

両組合管内の酪農振興を図るために合併する。

(2) 合併の要旨

別添、合併予備契約書のとおりとする。

(3) 合併比率等の相当性に関する事項

- ① 消滅組合の組合員に対する存続組合であるゆうき青森農業協同組合の出資の割当て組合に加入いただく場合もお引き受けいただいた出資の額面金額を出資していただき、脱退に伴う持分の払戻等も額面金額によることとされています。準備金等に相当する純財産は、過去に組合員であった皆さん等の事業の利用の結果であり、出資に応じて分配すべきものでなく、組合員全員の協同の賜物です。したがって、消滅する組合の組合員の皆様に合併に伴って割当てする存続組合の出資については、消滅組合の組合員の合併日現在消滅組合に対して出資している出資5口に対し存続組合の出資1口の割合で割当てすることとします。

ただし、割当てすべき存続組合の出資に1口未満が生じたときは、出資予約金に振向けるものとします。

- ② 合併後存続する組合（合併により設立する組合）の資本準備金及び利益準備金
合併後存続する組合の財務内容の充実と機動的な資本政策の観点から、消滅する組合の利益準備金2千万円はその全額を存続組合の利益準備金とし、残余の合併差益についてはその全額を資本準備金とします。

③ 合併交付金の相当性に関する事項

出資の割当以外に消滅組合の組合員に対して、合併の対価として交付する金銭はありません。

(4) 合併当事組合の最終事業年度の決算関係書類の内容

別紙のとおり（ゆうき青森は30.3末、斗南丘酪農は29.12末のB/S、P/L）

(5) 合併存続組合の定款の内容

合併後の当組合の定款は、別掲のとおりです。

(6) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重要な財産の処分、重要な債務の負担金等組合財産に重要な影響を与える事象

ゆうき青森農業協同組合および斗南丘酪農農業協同組合は、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(7) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務の履行の見込みに関する事項

合併の前後を問わず、ゆうき青森農業協同組合、および斗南丘酪農農業協同組合は、債権者に対する債務を履行してまいります。

以上